

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 外為法第1条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が (A) に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。(A) には、「自由」が入る。○

問題2. 外為法第25条第1項の「居住者」には、個人だけではなく、法人も含まれる。○

問題3. 外為令別表の4の項に関連する技術について英訳をする場合、国際輸出管理レジームの1つであるオーストラリア・グループのサイトを参考にするとよい。×

問題4. 輸出令別表第1の2の項(12)の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」とは、「核兵器の開発又は製造専用の工作機械」という意味である。×

問題5. リスト規制に該当する貨物の輸出関連文書は、文書を作成した日から起算して、全て7年間保管する必要がある。×

問題6. 外為法等遵守事項では、親会社は子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことを求めている。○

問題7. 貨物の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③役務通達の3つをチェックする必要がある。×

問題8. 本邦にあるメーカーXは、英国にあるメーカーHに頼まれて外為令別表の9の項(1)に該当する暗号技術を含む公開特許情報を提供する予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可は不要である。○

問題9. 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物という意味である。○

- 問題 10. 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受 α (価額80万円)と輸出令別表第1の6の項(7)1に該当するロボット β (価額95万円)を家電製造用にフィリピンにあるメーカーYに輸出する契約を結んだ。これらの貨物を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。なお、輸出令別表第1の6の項には告示貨物はない。○
- 問題 11. 本邦にあるメーカーXは、9年前にフランスにあるメーカーYから購入した測定装置(輸出令別表第1の6の項(6)2に該当)が故障したので、修理のためにフランスのメーカーYに来週、輸出する予定である。この場合、メーカーXは、無償告示第一号1の規定により輸出許可は不要である。×
- 問題 12. 北海道にあるX市では、オーストラリアにあるY市と姉妹都市の契約を締結した。その記念として、X市は、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する防災無線の設備一式(総価額150万円)を寄贈する予定である。この場合、X市は、地方公共団体なので、輸出許可は不要である。×
- 問題 13. 本邦にあるW大学は、オランダで行われるロボットの学会に輸出令別表第1の2の項(15)1に該当するロボット(総価額700万円)を出品し、学会終了後に本邦に持ち帰る予定である。この場合、学術研究目的なので輸出許可は不要である。×
- 問題 14. 役務通達では、「分解修理」は、「使用」に含まれる。○
- 問題 15. 本邦にあるメーカーXは、最先端のAI技術を有しており、ニュージーランド政府から資金の9割の提供を受けている。この場合、メーカーXは、特定類型②にあたる。×
- 問題 16. 本邦にあるK大学が輸出令別表第1の1から15までの項に該当しない貨物の設計図面を外国にある大学に提供する場合、当該設計図面は、外為令別表の1から15までの項に該当することはないので、役務取引許可は不要である。×
- 問題 17. 本邦にあるメーカーMの技術部長は、来週、米国出張時に携帯するパソコンに開発中の外為令別表の2の項(1)に該当する設計図面を入れて行く予定である。この場合、当該技術部長の自己使用目的であれば、役務取引許可は不要である。○

問題 18. 輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路は、輸出令別表の 16 の項 (1) に該当しない。○

問題 19. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 16 の項 (1) に該当する集積回路をインドにあるメーカー Y に輸出する際、用途は「航続距離が 300 キロメートルを超える無人航空機」の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。○

問題 20. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 16 の項 (1) に該当する旋盤を英国にあるメーカー Y に輸出する際、その貨物が別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けることはない。×

問題 21. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項 (11) に該当する軍用ヘルメットを米国にあるメーカー Y より購入し、フランスにあるメーカー Z に売却するが、当該軍用ヘルメットは、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される場合、仲介貿易取引許可は必要である。○

問題 22. 本邦にあるメーカー X は、来月から継続的に輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受 (総価額 150 万円) を英国にあるメーカー Y に輸出する予定である。この場合、メーカー X は、一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得するとよい。○

問題 23. 外為法第 55 条の 10 第 1 項の「輸出者等遵守基準」とは、「外為法等遵守事項」のことである。×

問題 24. 本邦にあるメーカー X が、新製品の開発のために特定類型②に該当する社員 Z に外為令別表の 9 の項 (1) に該当する技術資料 α を提供する場合、役務取引許可が必要である。○

問題 25. 本邦にあるメーカー X の取締役が中心となって、輸出令別表第 1 の 2 の項 (17) 3 に該当するマルエージング鋼 (価格 1,000 万円) を無許可でパキスタンの企業 Y に輸出した。メーカー X に対して外為法第 72 条第 1 項第一号により、罰金刑が科される場合、1.0 億円以下である。下線部分は正しい。○

2026年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第69回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号ホ及びへ並びに同条第2項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第五号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15の項までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物